

SUMS TIMES 規程

(滋賀医科大学同窓会「湖医会」学生新聞部)

2019.12.17 制定

(組織および構成)

第1 滋賀医科大学同窓会「湖医会」の中の一部門とし、学生部員および編集補助委員で構成する。

第2 学生部員は、医学科1-6年生、看護学科1-4年生までの有志とする。在学中のみ活動資格を有し、卒業等に際しては業務を在学生へ引き継ぐこととし、滋賀医科大学学生でなくなった場合は、原則、活動義務を有しないこととする。

第3 湖医会編集補助委員は、湖医会の選出した卒業生とする。

(役割)

第4 学生部員は、企画草案、情報収集活動、取材、撮影、編集、その他、新聞発行に関する一切を担う。適宜、編集補助委員の意見を聴取し参考にすることができる。

第5 撮影や印刷など新聞発行のための業務のうち、外部業者や部員外の者への委託が必要な場合は、適宜、湖医会または編集補助委員と協議の上、取り入れることは可能とする。

第6 編集補助委員は、あくまで補助であり、学生部員の自主的な活動を抑制するものではない。但し、以下の基本理念および指針に沿わない活動の場合はその限りではない。

(ビジョン)

第7 滋賀医科大学の学生が多様な価値観と評価軸をもって、十分な選択肢を得られるように情報発信する。

第8 同窓生や地域、医療現場との交流を促進する。

(基本理念)

第9 学生新聞の活動を通して学生や卒業生、教職員の交流や相互扶助を促進することで、学生の成長や大学の発展に貢献する。

第10 大学の「見えないカベ」を破壊して、風通しの良い、自由闊達な意見交換の場を提供する。

第11 社会や周辺地域への情報発信により、社会貢献を行う。

(行動指針)

第12 自分の「頭」も「心」も動かして企画を考える。

第13 自分と読者が面白いと思う内容でないと意味がない。

第14 課題意識・目的意識を持って主体的に行動する。

第 15 主觀を突き詰め自分自身の中に生まれる確信と違和感に徹底的に向き合う。

第 16 対話を通して個人の創造力とチームの強みを最大限に活用する。

(編集指針)

第 17 法律を遵守する

第 18 反社会勢力との接触は行わない。

第 19 肖像権および著作権を侵害しない様に十分な措置を講ずる。

第 20 情報漏洩のないよう情報管理を徹底する。

第 21 情報提供者に対して情報源の秘匿を約束したとき、または秘匿を前提で情報提供を受けたとき、それを遵守すること。

第 22 特定の政治や宗教に関与することはせず、公序良俗に反しない良識に基づいた活動を旨とする。

第 23 あらゆる事業活動において、ひとりひとりの人権とプライバシーを尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、出身、思想、信条、宗教、疾病、障がいの有無、性的指向、性自認等による差別を行わない。

第 24 その他、編集指針に明記されていない問題（事項）が生じた場合は、編集補助委員と協議のうえ決定する。

(編集補助委員指針)

第 25 活動が理念や編集指針に合致しているか監査を行う。ただし、活動が理念に沿つたものであれば、編集補助委員の意見は新聞の根本的な枠組みや企画その他を脅かすものであってはならない。

(その他)

第 26 この規程の改正及び施行に関し必要な事項は、常任幹事会の議を経て決定する。